

第 3 4 回小浜市農業委員会議事録  
(縦覧用)

と き 令和 5 年 3 月 2 8 日 (火) 午後 4 時 0 0 分

ところ 小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室

出席委員

	2 番松井和幸	3 番東清俊
4 番和田千代	5 番松尾志信	
	8 番河嶋幸男	9 番岡田昌樹
10 番西田尚夫		

欠席委員

1 番赤尾裕子	6 番早俊夫	7 番福永吉孝

遅刻委員


出席事務局石田事務局長、北村G L、田中、内方

令和5年3月28日（火）午後4時00分小浜市役所3階302会議室において、第34回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

議案第155号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第156号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第157号 農地転用事業計画変更申請について

議案第158号 現況証明申請について

議案第159号 小浜市農用地利用集積計画の承認について

議案第160号 農地法第3条第2項第5号の規定の廃止にともなう別段の面積の廃止について

議案第161号 農地等の利用の最適化に関する指針について

議案第162号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

報告第36号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

【議長】ただいまより第34回小浜市農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

【議長】次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定

により、本日の会議の議事録署名人として5番松尾委員、6番早委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、1番赤尾委員、4番和田委員でした。

それでは、『議案第155号農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたします。なお、〇〇にかかる〇〇委員、〇〇推進委員に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第11条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。〇〇委員、〇〇推進委員は審議前に退室をお願いします。事務局の説明を求めます。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは、〇〇委員、〇〇推進委員関連について審議を行いますので、〇〇委員、〇〇推進委員は退室してください。

<〇〇委員退室、〇〇推進委員>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、〇〇委員、〇〇推進委員関連について原案どおり許可することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、〇〇委員、〇〇推進委員関連について原案どおり決定とさせていただきます。〇〇委員、〇〇推進委員は入室してください。

<〇〇委員、〇〇推進委員入室>

【議長】それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第155号農地法第3条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして『議案第156号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】 それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第156号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして『議案第157号農地転用事業計画変更申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】 続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】 それではご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第157号農地転用事業計画変更申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第158号現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】 続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】 それではご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第158号現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして『議案第159号農用地利用集積計画の承認について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】 それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第159号農用地利用集積計画の承認について』は、原案どおり承認とさせていただきます。

続きまして、『議案第160号農地法第3条第2項第5号の規定の廃止にともなう別段の面積の廃止について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】 それではご審議願います。

【5番委員】 この撤廃については国の法律によって決まっているんですよね。それであるならば委員会での審議って必要なんですか。

【事務局】 国の通知によりますと国の法律、農地法の改正によって自然とこの別段の面積についても無効ということにはなるんですけど、別段の面積を設定している委員会については誤解のないように、別段の面積の廃止の手続きをしてくださいという風に通知がされておりますので今回議案として上程させていただきました。

【議長】 他にご意見ないですか。ないようですので、賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第160号農地法第3条第2項第5号の規定の廃止にともなう別段の面積の廃止について』は、原案どおり決定とさせていただきます。

続きまして、『議案第161号「農地等の利用の最適化に関する指針」の修正について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】 それではご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第161号「農地等の利用の最適化に関する指針」の修正について』は、原案どおり決定とさせていただきます。

続きまして、『議案第162号令和5年度最適化活動の目標の設定等について』を上程

いたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】 それではご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第162号令和5年度最適化活動の目標の設定等について』は、原案どおり決定とさせていただきます。

続きまして、『報告第36号合意解約の届出について』事務局の説明を求めます。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】 これですべての議案を終了しました。

その他、何かございましたらお願いします。

【9番委員】 法律が改正されて農業委員会の仕事が増えるように理解しておるんですけど、会長も私も任期間もなくですし、推進委員さんもおられるので意気込みというか体制であるとかどういう風にしたらいいか。

【議長】 昨日、土地改良区の委員会がありまして、土地改良区もこういう下限面積の撤廃になるとやはり影響が出てくるのではないかと。誰がどこを作っているのかわからないようになってくるんやないかと。それでみなさんにお知らせしたいのは、この部分で下限面積が撤廃されますけど農業目的という以外は、投資目的とかそういうことにしてはいけないという、このパンフレットにも書かれておるんですけど、ただその中で上手にくぐってそれをするというのがあるので、土地改良区と農業委員さんが密になって、その部分をこれからは見守っていかなあかんのではないかなというのがあります。ただ農業委員会がひとつ大変大きな責任を負うと思います。というのは、3条ですのでそこで審議されます。しっかりとそこで審議していかないと先ほど言いましたように転売とかが為されないような土地改良と農業委員会がしっかりとタッグを組んでいかないといけないかなと。それから地域計画、目標というのをしっかりと土地改良区と一緒にやらないとなかなか難しいのかなと。農業委員会だけでやっていくにはちょっと面積的にもかなり広いですし、人的にも連携していかないといけないし、その中には農業委員会、農業者それから土地改良区、農協、農地バンクというのがもっと集まって相談して地域計画を立ててくださいということです。土地改良区には地域に必ず理事さんがおられます。理事長さんがおられたら必ず理事さんがおられますので、その部分でしっかりとご相談をいただいてやっていくのも大事かなと。土地改良区を必ず巻き込んでください。そうでないと農業委員さんだけで広大な部分をやっていくのは中々難しいのかなと。

【9番委員】 そうなんですけど、我々はここにきて審議するだけ。その事務量って事務局

に負担かかるんじゃないかと思う。目標地図作ったり。それって事務局さんの体制ってどうなるんですか。

【事務局】ご指摘のとおり、地域計画とか、目標地図、地域の話し合いを進めていくことになりますので、大きな負担がかかると思います。現状、現体制を増強することはなかなか難しい状況でございまして、例えば農業振興なかなか厳しい状況でございまして、これまでは市は市、県は県、JAはJAということでやっているところが結構あったのですが、農業経営相談会にしても現在は金融機関も入った上で相談会を開催したり、機械の投資の話にしても、その機械は本当になかった場合とあった場合はどう違うんやというところも含めて、農業者の皆さんと一緒に考えていくという形をとっております。それぞれ県の方もそうですし、人員が削減されている中で、会長もおっしゃっていましたがそれぞれがある程度協力しながら進めていかないと。本来ならば〇〇委員がおっしゃるように体制強化というのが必要やと思うんですけど、ある中でやっていかなければならないというところがありますのでその辺は知恵を絞りながら、委員の皆様、推進委員の皆様にご相談しながらこういう風にしていった方がより活動がよくなるのではないかとということも含めて今後考えていきたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【9番委員】我々も今までと違う体制を考えていかんといけないんじゃないかなというところが気になってまして。

【議長】私も土地改良の方もやってますので、一番心配なのは土地改良区がないところ。というのは、土地改良で賦課金をもらうところは必ず年1回ぐらいは集金にいきますので農地の動きが分かります。各土地改良区によって土地利用調整を、今回も土地改良の定款の中にいれて農地がどう動いているかというのを把握しながらやっていかないと賦課金が取れない。ただ賦課金をもらってない、土地改良区がないところになってくるとどこにどうなって動いているのかとまず農業委員さんも分からんと思いますし、そうすると今後一番苦勞してくるのは、そこを100%中間管理機構に入れようと思ってもそれは壁になってくる可能性がある。そうすると、土地改良区があるところでも所有者不明が出てきますのでそういうのがもっと増える可能性もあるとこの情報が何ででてきたかという若い人で農業したいと、いろんな裾野を広げるために参入しやすいように撤廃しようという形になっているんですけど、我々からするとそれがあだになっているいろいろ困ったことになるかなという風に思います。

【5番委員】あちこちで聞こえてくるのが撤廃されるから、法律が緩くなったから、だれでも簡単に転用できるような形の言い方をされる方がいるんですよ。特に土地関係ですと不動産の方とそのあたりの調整もしておいた方がいいかなという風には思うんです。ちょっとこれまた話違うんですけど、土地改良の話ありましたけど土地改良の中の地番が農業委員会の中でも所有権変わったりいろいろすると思うんですけど、その情報が土地改良区の方に確実に流れているかというところではないように思います。そのあたり、農業委員会と土地改良それから県、JAも含めてやっぱりもうちょっと連携をとれるような体制をとるべきかなという風には私は思います。

【議長】下で動いているのはパトロールで見えませんが、そこが一番こまったところかな

と。

【8番委員】先ほど事務局から銀行さんも入った話というのがあったと思うんですけど、それはその部分で個人で銀行さんに借りたりとかそういうところの管理というか規制とかそういうものとかも考えておられるんですか。そうすると農地にランク付けが出てくると思うんです。銀行の貸付のランキングと一緒に。そういう風に思ったのでそれは間違いかどうか私の考えすぎかどうか。

【事務局】基本的に公庫とかJAさんが入ってくるんですけど、それは農業者の方に沿って相談していただいて融資の話がメインになってくるんですけど、その機械がどれだけの効果を生むかということと融資したことがその経営体に対してどういう影響を与えるかという目線でやっておりますので、基本的には決算書ベースでやらせていただいておりますので、今おっしゃったような農地によって融資がどうのという話には至っていない状況です。

【8番委員】会社にとのことですね。

【事務局】個人でも。

<人・農地プラン検討会>

<地域おこし協力隊熊切さん活動報告>

<事務局長来月の日程報告>

【議長】他にないようでしたら以上をもちまして、第34回農業委員会を終了させていただきます。